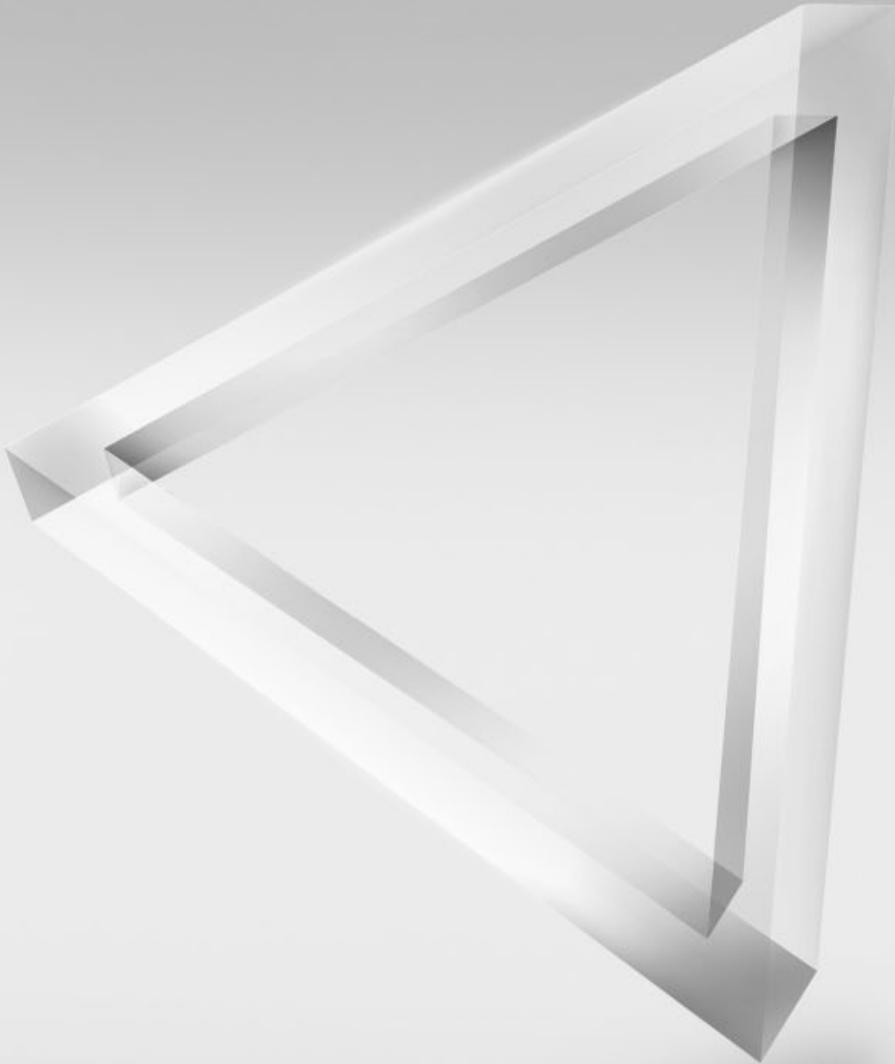


ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称: GS US ニュートラル



【ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（目論見書）

2008.4

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS US ニュートラル

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（交付目論見書）

2008.4

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 19 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 10 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致することは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」ということがあります。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シーゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US \$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。
お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や組入れ株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替リスク」および「株式の流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

■本ファンドの手数料等について

◆申込手数料

特定日の基準価額に 2.10%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

◆信託報酬

基本報酬:

本ファンドの純資産総額に年 0.9975%(税込)の率を乗じて得た額とします。

また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率 0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入れ比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示できません。

成功報酬:

特定日(原則として毎月 20 日。ただし、毎月 18 日以降にファンドの休業日がある場合は、特定日が 21 日以降となる場合があります。)の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がその時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合、超過額に対して 26.25%(税込)の割合の成功報酬を受領します。

◆信託財産留保額

1万口につき基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額とします。

◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。

◆その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、このほかに組入れ投資信託証券において、基本保管報酬(純資産総額に対して年率 0.12%を上限とします。)や財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスに係る報酬(年額 25,000 米ドル)などが支払われます。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

ご利用の手引き

ファンドの概要について知りたい	ファンド概要 2
ファンドの特徴について知りたい	ファンドのポイント 4 GS USニュートラルの運用における特徴 4 ファンドの分配金 10
購入後のファンド情報を得るには	基準価額の入手方法 11 運用報告書 11 その他のディスクロージャー資料 11
リスクについて知りたい	値動きの主な要因 12 その他のリスク、留意点 13
ファンドの運用について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは 15 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 16 米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制 17 運用プロセス 18
買付について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 19 お買付の単位、お買付の流れ 19
換金について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 20 ご換金の単位、ご換金の流れ 20
ファンドの費用／税金について知りたい	お買付時・投資期間中・ご換金時の費用 21 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 21 成功報酬について、その他の費用について 22 個別元本について、分配金の課税について 23 個人、法人別の課税の取扱いについて 23
その他の	ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等 24 その他の契約の変更について、受益者の権利等 25 内国投資信託受益証券事務の概要 26 投資制限 26 その他の情報について 27 組入れファンドの概要 28 「請求目論見書」の項目 29 お取引カレンダー 30 用語集 31
	財務諸表等 信託約款

目次
概要
特徴
ファンド情報
リスク
運用
買付
換金
費用・税金
その他

ファンドの概要について知りたい

概要

ファンド概要

項目	内 容	
ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称「GS USニュートラル」)	
商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資専用	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	<p>以下の投資信託証券を主な投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス ・ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シー ・ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス <p>各投資信託証券への投資比率は、原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。</p>	
信託期間	原則として無期限(設定日:2003年8月29日)	詳しくは... 
ファンドの特徴	マーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得*を目指します。投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。 <small>*ベンチマークである円短期金利(1ヶ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。</small>	P4 ~ 9
値動きの主な要因 (投資リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク) ・為替リスク ・株式の流動性リスク 	P12
決算日	<p>毎年1月および7月の特定日</p> <p>毎決算時に原則として収益の分配を行います。</p> <p>分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。</p>	P10
特定日	原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。	P30
ファンド休業日	日本の休業日または英國証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行の休業日を「ファンド休業日」とします。	-
委託会社 (運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P15、16
受託銀行 (信託銀行)	日興シティ信託銀行株式会社	P15
販売会社 (申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P11

ファンドの概要について知りたい

詳しくは…



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	原則として特定日としてお買付およびご換金のお申込みを受付けます。	P19、20
受付締切時間	<p>毎月の特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。</p> <p>(注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。</p>	P19、20
お買付価額	特定日の基準価額	P19
お買付単位	販売会社によって異なります。	P19
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として各販売会社が定める料率	P21
ご換金価額	特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	P20
信託財産留保額 (換金時の費用)	基準価額に対して0.2%	P21
ご換金単位	<p>1口単位</p> <p>(注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。</p>	P20
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。	P20
信託報酬 (運用中の費用)	<p>基本報酬：純資産総額に対して年率0.9975%(税込) また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブ・ファンド」において、年率0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入れ比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示できません。</p> <p>成功報酬：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込)</p> <p>上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。</p>	P21
税金等	「ファンドの費用 / 税金について知りたい 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご覧ください。	P23

ファンドの特徴について知りたい

特
徴

ファンドのポイント

個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。

投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。

外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。

ベンチマークである円短期金利(1ヶ月円LIBOR^{*})を上回る収益を追求します。

設定・解約は月1回の特定日(原則として毎月20日)にのみ可能です。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ形態で運用を行います。

(ファンド・オブ・ファンズ形態については、「その他 ファンドの仕組み」をご覧ください。)

*LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のこと、主に短期金利の指標として用いられています。

(注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する外国投資信託および外国投資証券(以下、単に「投資信託証券」ということがあります。)のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

組入れ投資信託証券	主な投資対象
米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型) ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス	米国株式 (マーケット・ニュートラル戦略)
米ドル建てアイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューションアル・アキュムレーション・シェアク拉斯	米ドル建て短期金融市場

GS USニュートラルの運用における特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法(マーケット・ニュートラル運用)により、付加価値の獲得を目指します。

米国株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。

ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、米国株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績と直結します。

多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。

代替投資としては、

「代替投資資産」(= 株式、債券以外の市場への投資)

例：不動産、コモディティ(商品)等への投資

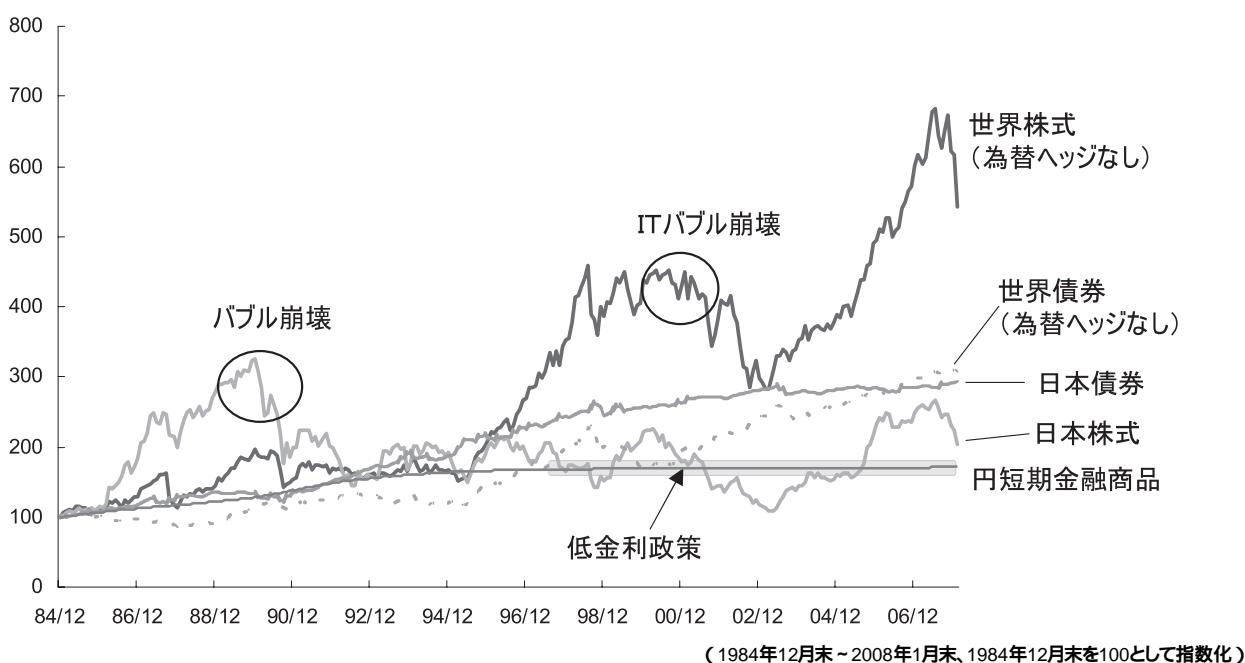
「代替投資手法」(= 株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法)

例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GS USニュートラルは、「代替投資手法」の一つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

主な資産クラスの動向



世界株式：MSCIワールド・インデックス(為替ヘッジなし) 世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(為替ヘッジなし)

日本株式：MSCIジャパン・インデックス、日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)の日本債券部分、

円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることには避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まってきています。

GS USニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、附加価値の獲得を目指すファンドです。

特
徴

ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴

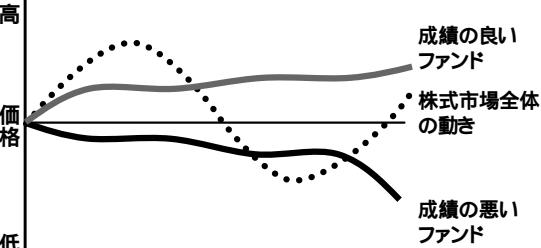
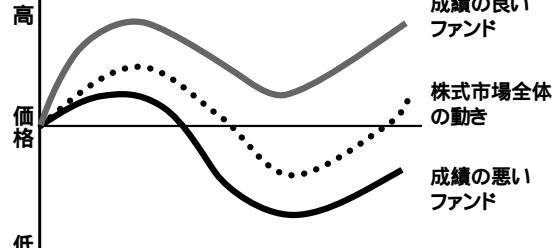
投資元本に対する収益の追求

GS USニュートラルは、“米国株式市場の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

特
徴

絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

	絶対収益型運用 例:マーケット・ニュートラル運用	相対収益型運用 一般的な株式投資を行うファンド
市場と ファンドの 動き	 <p>マーケット・ニュートラル運用では、株式市場全体の動きの方向性の影響は抑制され、運用者の運用能力が運用成績に直結します。</p>	 <p>一般的な投資によるファンドの運用は、市場全体の動きからの影響を受けます。</p>
基準価額の 主要な 決定要因	運用能力	市場動向 + 運用能力
強気の見通 しを持つ 銘柄	買い	買い
弱気の見通 しを持つ 銘柄	売り (積極的な選択)	買わない/ベンチマークより保有率を下げる (消極的な選択)
運用者の 目的	投資元本の増加	ベンチマーク(市場平均)を上回ること
投資家の 目的	投資元本の増加	市場全体の成長に参加 投資元本の増加
<p style="text-align: center;">↑ 一致</p>		
<p>投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が一致しています。市場動向には左右されにくい一方、運用者の運用能力が運用成果の重要な要因となります。</p>		<p>運用成果は市場動向に大きく左右される傾向があることから、短期的には、価格変動の影響を受け易いため、投資家の目的『投資元本の増加』とは一致しないことがあります。</p>

(注)上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴

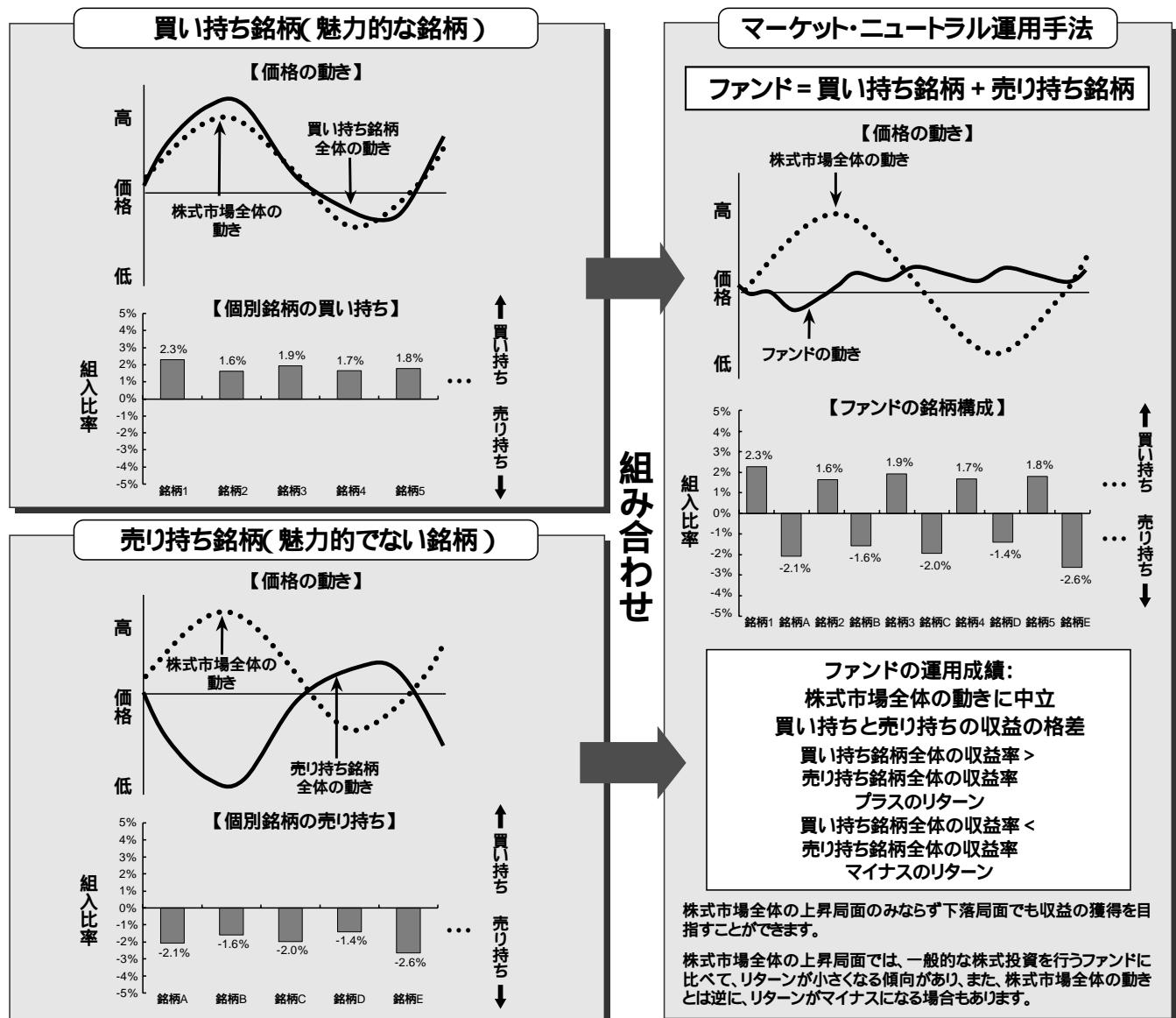
市場全体の動向からの影響を抑制した
銘柄選択による付加価値の追求

GS USニュートラルは、代替投資手法の一つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売りを持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

特徴

マーケット・ニュートラル運用の手法



(注)上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴

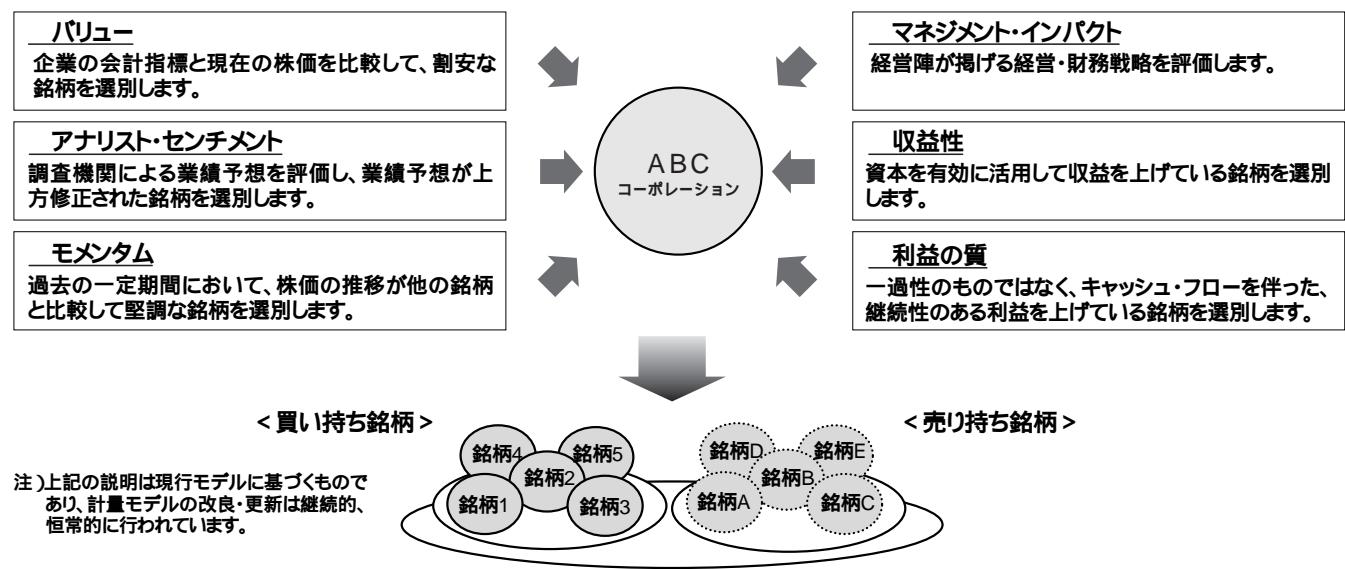
複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。

GS USニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

銘柄選択の6つの評価基準

特
徴



6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的ないと判断される銘柄)
パリュー	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
アナリスト・センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
マネジメント・インパクト	自社株買いにより発行済株式数が大きく減少している銘柄	増資により発行済株式数が大きく増加している銘柄
収益性	売上高利益率の高い銘柄	売上高利益率の低い銘柄
利益の質	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴っていない利益を計上している銘柄

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

また、上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

(注)上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

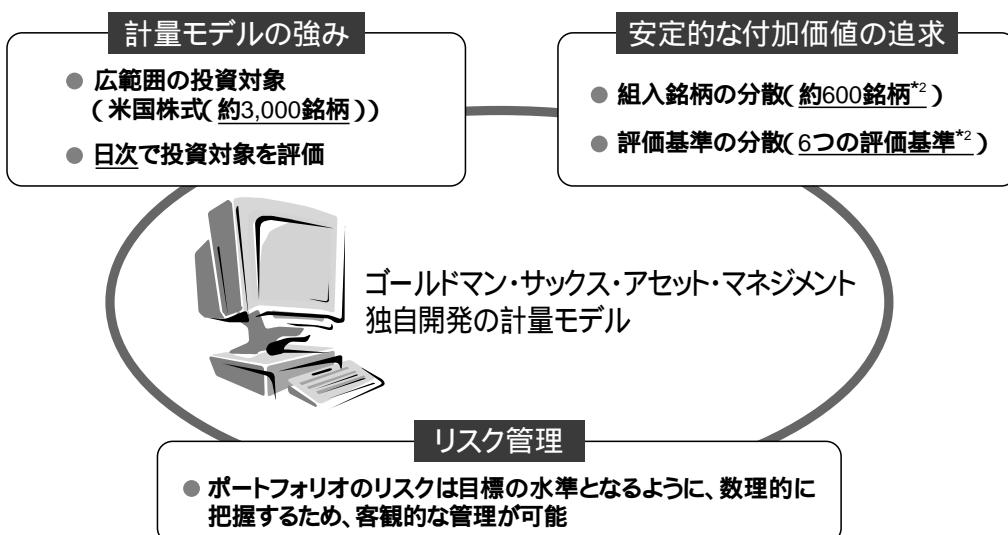
ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

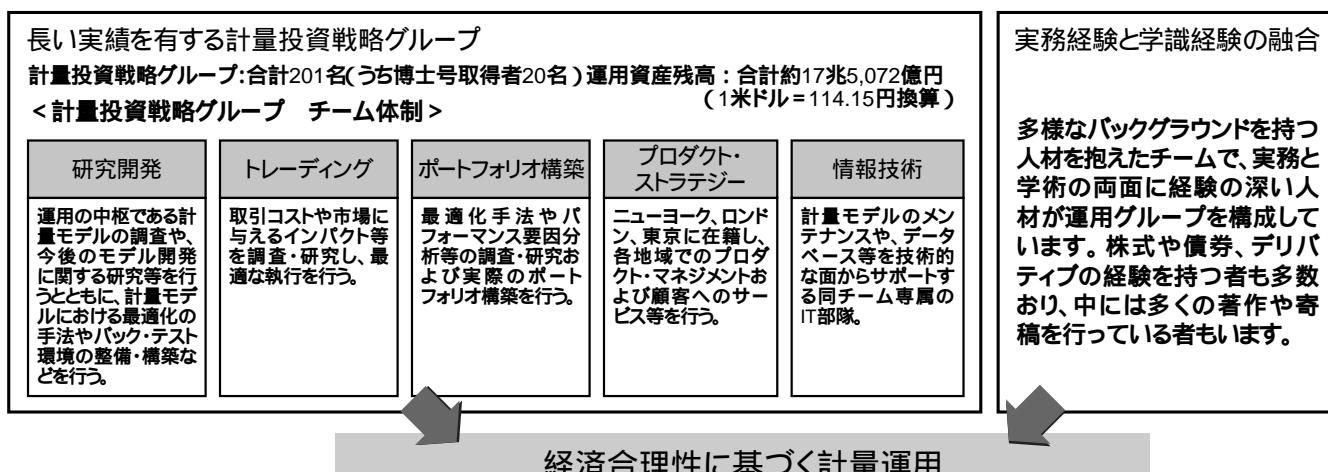
GS US ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、収益機会を広範囲に求めること、リスクを厳格に管理すること^{*1}、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

幅広い背景を持つ豊富な人材を有する計量投資戦略グループ

米国株式マーケット・ニュートラル戦略による運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが行い、計量モデルの研究・開発を継続的に実施しています。



*1 リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

*2 状況によって今後変更される可能性があります。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年1月および7月の特定日)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配方針

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

ご注意点

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:Uニユト)。

なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

運用報告書

年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 03(6437)6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ www.gsam.co.jp

リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンド(本「リスクについて知りたい」においては、文脈により、組入れる投資信託証券の一方または両方を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。

したがって元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。逆に売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります(株式を売り持ちするにあたり、借り入れコストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、完全にその影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となります。

為替リスク

本ファンドは外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。なお、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。)。

株式の流動性リスク

本ファンドは、米国の店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、金融商品取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、発行済時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(株価のプレ幅を計る指標)が比較的高く、また流動性等の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却や大幅な高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

リスクについて知りたい

その他のリスク

為替取引、スワップ取引等の相手先に関するリスク

本ファンドでは為替取引、スワップ取引等の相対取引を行いますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、プローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは株式関連のデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります、実際の価格変動が投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

本ファンドの投資対象におけるプライム・プローカーに関するリスク

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの保有する株式は、同ファンドのプライム・プローカーの名義で保有されており、プライム・プローカーはかかる株式を分別管理する義務を負っているものの、万一プライム・プローカーが破綻した場合には、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

留意点

計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

一部解約に関わる留意点

一部解約には、解約時の基準価額に対して0.2%の信託財産留保額がかかります。また、解約の時期に制限があります。詳しくは、「換金について知りたい」をご覧ください。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

成功報酬に関する留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていつたん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額なしに払戻しされることはございません。

受託銀行の信用力に関する留意点

受託銀行の格付けが低下した場合その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

繰上償還に関する留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

ベンチマークに関する留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

投資対象の解約制限に関する留意点

本ファンドの投資対象である米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスにおいて1日に純資産総額の10%を超える解約請求があった場合、同投資信託証券の解約が制限され、その結果、本ファンドの解約にも制限が生じる場合があります。

米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスを投資対象とすることに関する留意点

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスにおいて、あるいは、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの他のクラスにおいて追加設定、解約等があった場合には、これらに対応するための取引コストが発生することにより、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

お買付およびご換金の制限に関する留意点

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の5営業日前までにすでに受けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消しまたは保留)させていただきます。

この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、特定日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

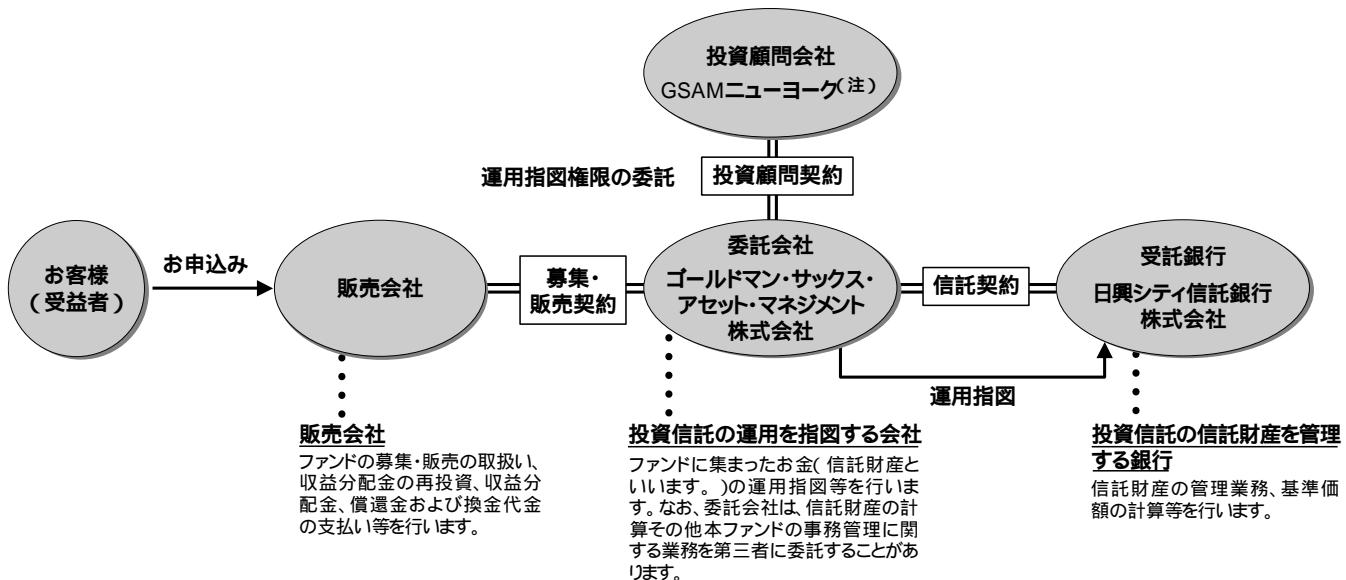
その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



(注)本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといいます(以下同じ。)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2007年12月末現在、グループ全体で7,634億米ドル(約87.1兆円*)の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2007年12月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=114.15円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

運用



○ GSAM運用拠点

■ GSAMオフィス拠点

△ GSグループオフィスの拠点

(注)メルボルンはGS JBウェアのオフィスです。(GS JBウェアはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2008年4月15日現在)。

2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名：代表取締役 土岐大介

4. 大株主の状況

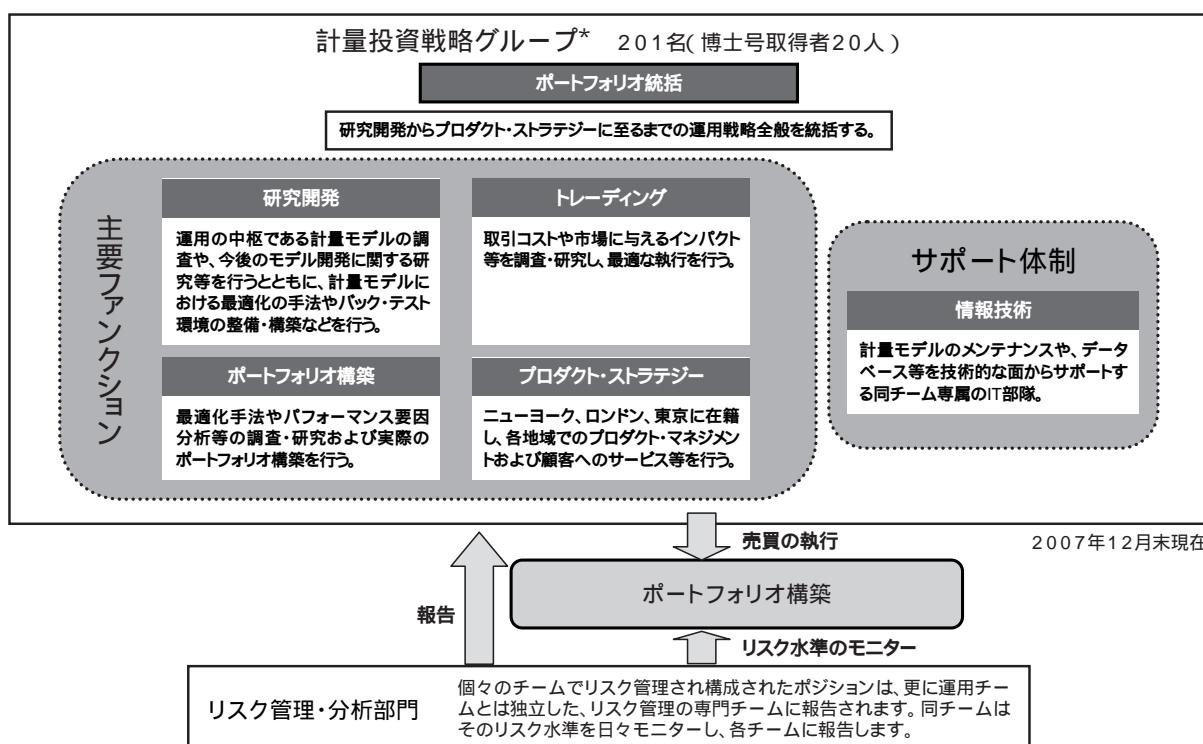
(2008年4月15日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

ファンドの運用について知りたい

米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制

本ファンドにおける各投資信託証券の組入指図はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(東京)の計量運用部が担当します。本ファンドの主な組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)の計量投資戦略グループが担当します。計量投資戦略グループは、多様なバックグラウンドを持つ人材を抱え、実務と学術の両面に経験豊かな人材で構成されています。株式や債券、デリバティブの経験を持つ者も多く、中には多くの著作や寄稿を行っている者もいます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1)リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

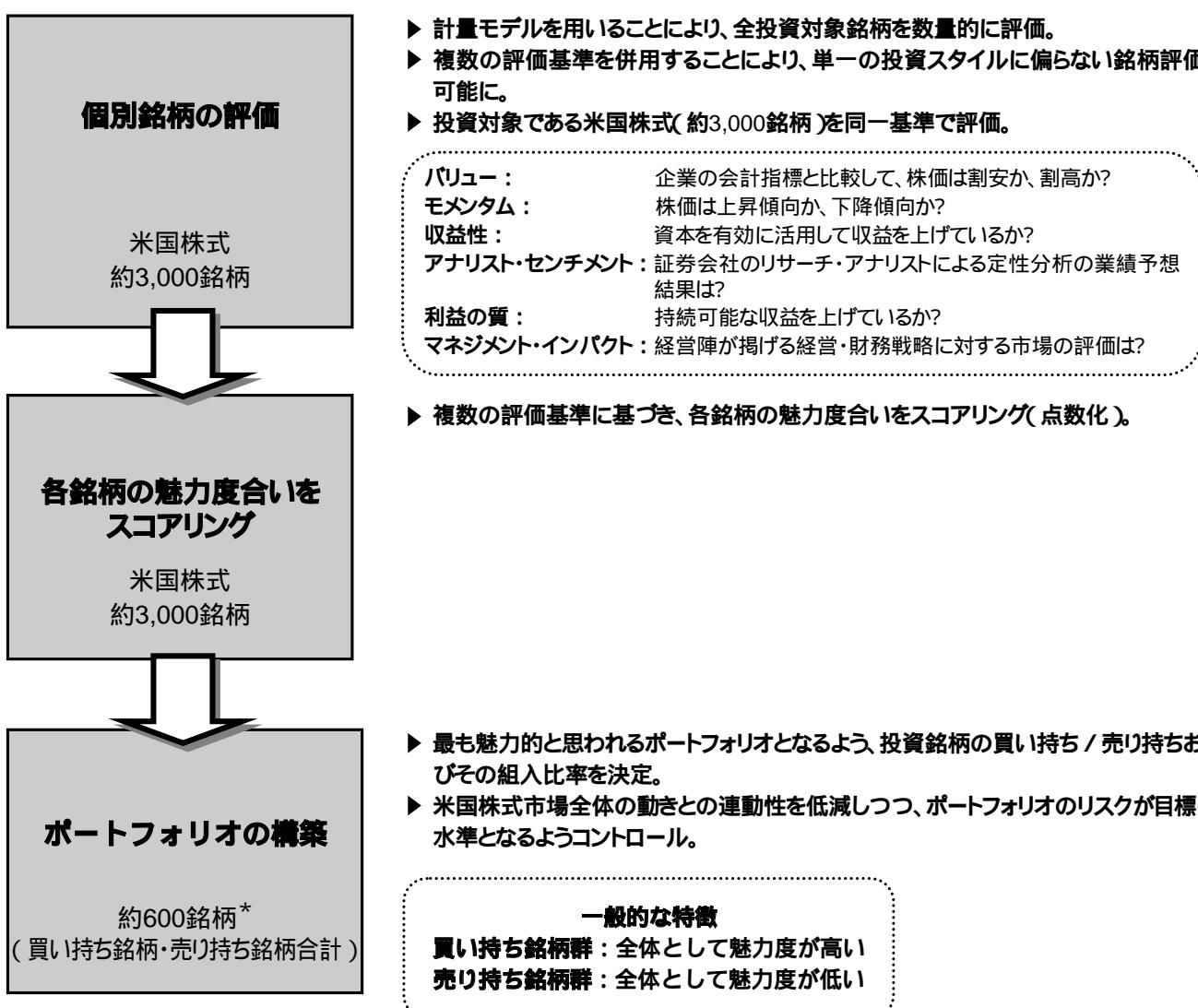
内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

ファンドの運用について知りたい

運用プロセス

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約3,000銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準^{*}を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ 原則として、100%為替円ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。



* 状況によって今後変更される可能性があります。

(注)上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常に行われています。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎月の特定日^{*1}の5営業日前まで毎営業日受付けます。特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降に日本の休業日または英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は特定日の基準価額が適用されます。

お買付にかかる費用については「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

販売会社によって異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の流れ



* 原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。)

お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受けたお買付のお申込みを取消しする場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい／留意点／お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、11ページ掲載の照会先でご確認ください。

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定日の5営業日前まで毎営業日受付けます。特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。

* 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(解約価額)となります。

$$\text{換金価額} \quad (\text{解約価額}) = \text{特定日の基準価額} - \text{信託財産留保額} \quad (\text{当該基準価額} \times 0.2\%)$$

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

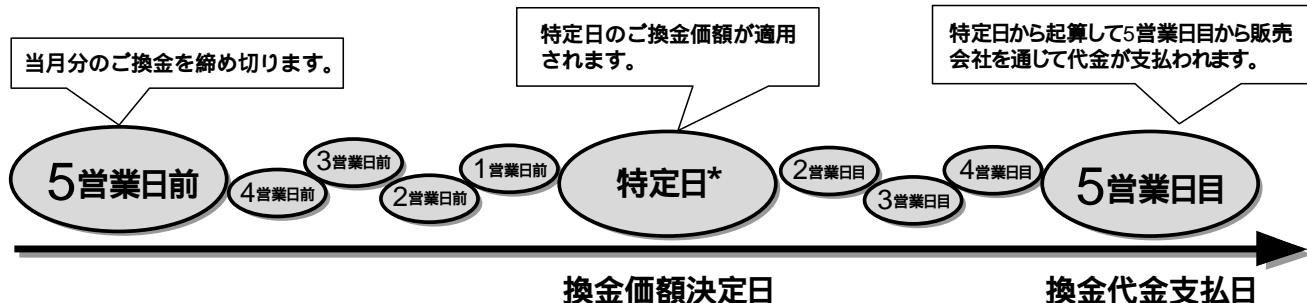
ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご換金の流れ



* 原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。)

ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消しまたは保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい／留意点／お買付およびご換金の制限に関する留意点」をご覧ください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2008年4月15日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金 ^{*1}								
お買付時^{*2}	2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が手数料となります。	—								
投資期間中 (運用費用の内訳)	<p>信託報酬 = 基本報酬 + 成功報酬^{*3}</p> <p>基本報酬: 基本報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%(税込)を乗じて得た額とし、配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.9975% (税込)</td> <td>年率 0.504% (税込)</td> <td>年率 0.4725% (税込)</td> <td>年率 0.021% (税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入れ比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。</p> <p>成功報酬: 委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込)の割合の成功報酬を受領します。</p> <p>監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。詳しくは、後記「他の費用について」をご覧ください。</p>	合計	委託会社	販売会社	受託銀行	年率 0.9975% (税込)	年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)	—
合計	委託会社	販売会社	受託銀行							
年率 0.9975% (税込)	年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)							
ご換金時 (解約請求による場合)	基準価額に対して0.2%(信託財産留保額 ^{*4})	解約価額の 個別元本超過額×10% (所得税7%、地方税3%) ^{*5}								
収益分配金 受取時	—	普通分配金×10% (所得税7%、地方税3%) ^{*5}								
ファンドの 償還時	—	償還価額の 個別元本超過額×10% (所得税7%、地方税3%) ^{*5}								

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、原則として7%(所得税7%)の源泉徴収となります。

*2 自動けいそく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

*3 詳しくは次ページをご覧ください。

*4 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

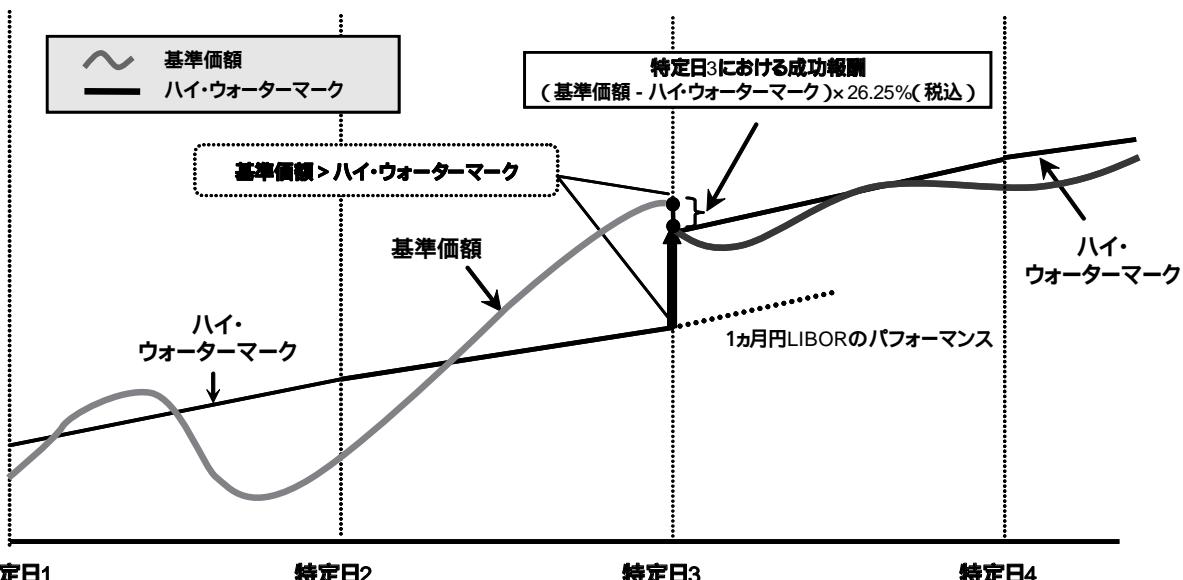
*5 2009年4月1日以降は、同税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

成功報酬について

成功報酬：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がハイ・ウォーターマークを上回った場合、超過額に対して26.25% (税込)

ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合は1万口=1万円)+1ヶ月円LIBORによる増加分(直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算)とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。



特定日1

特定日2

特定日3

特定日4

(注1) 1ヶ月円LIBORは、2008年1月31日現在、年率0.6475%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヶ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額なしに払戻されることはありません。

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、基本保管報酬(純資産総額に対して年率0.12%を上限とします。)や財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスに係る報酬(年額25,000米ドル)などが支払われます。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。

「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

また、2004年1月1日以降に買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

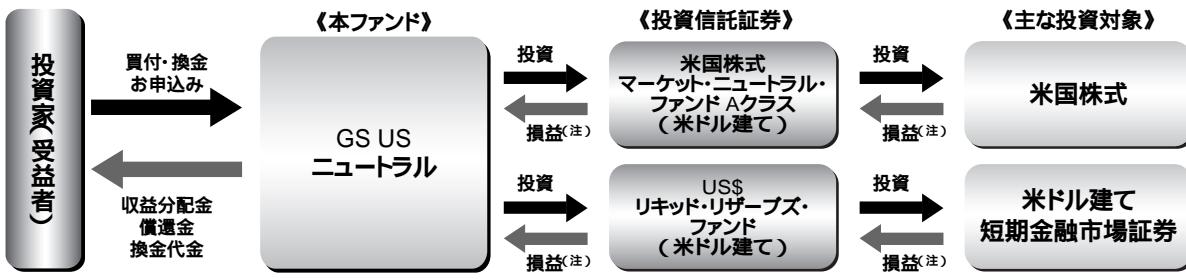
その他

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、以下の投資信託証券に投資を行います。

1. 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
2. US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとします。原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。



信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、30億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

*委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

*委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他

他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMニューヨークの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。販売会社は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合には、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任しません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

その他

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(4) その他

本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

投資制限

(1) 約款上の投資制限

株式(主要投資対象である外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。

上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

その他

その他の情報について

申込期間	2007年10月16日から2008年10月15日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	1,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。
振替制度について	本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) 振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。 委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
振替機関に関する事項	株式会社 証券保管振替機構
格付け	格付けは取得しておりません。

その他

組入れファンドの概要(1)

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型))
ファンドの形態	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。 ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
投資対象および投資制限等	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ショート・ポジションの総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。 ポジションの構築に際してスワップ等のデリバティブ手法を用いる場合があります。
信託報酬等	基本報酬：なし 成功報酬：なし 保管受託銀行等：保管受託銀行等は、基本保管報酬(純資産総額に対して年率0.12%を上に対する報酬等)に加えて、財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスについて年額25,000米ドルの報酬を受領します。さらに、保管受託銀行は、通信費等の実費を受領します。 その他の諸費用：ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 保管受託銀行等に対する報酬等とその他の諸費用は、本外国投資信託で負担します。 申込手数料：本ファンドから買い付ける場合は不要 信託財産留保額：0.2%* *本ファンドを解約される受益者が、本ファンドの信託財産留保額に加えて、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの信託財産留保額を負担するわけではありません。実質的には、本ファンドを解約される受益者が負担した信託財産留保額に相当する金額が、本ファンドにおける解約代金支払いに対応するため米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスを解約する際に同ファンドに留保されるものであり、同ファンドにおいて発生する取引コスト等をカバーするとともに同ファンドに投資するファンド間での公平を図ることを目的としています。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
決算日	原則として毎年9月30日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

その他

組入れファンドの概要(2)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シー ・ ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドインスティチューションナル・アキュムレーション・シェアクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資証券)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務(ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内)に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
信託報酬等	信託報酬：年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

その他

お取引カレンダー

	お買付け・ご換金の 締切日	特定日	ご換金代金 支払日
2008年4月	4月15日(火)	4月22日(火)	4月28日(月)
2008年5月	5月14日(水)	5月21日(水)	5月27日(火)
2008年6月	6月13日(金)	6月20日(金)	6月26日(木)
2008年7月	7月15日(火)	7月23日(水)	7月29日(火)
2008年8月	8月13日(水)	8月20日(水)	8月26日(火)
2008年9月	9月12日(金)	9月22日(月)	9月29日(月)
2008年10月	10月15日(水)	10月22日(水)	10月28日(火)
2008年11月	11月13日(木)	11月20日(木)	11月27日(木)
2008年12月	12月15日(月)	12月22日(月)	12月29日(月)

2008年4月15日現在、委託会社が認識しうる2008年12月までのファンド休業日を考慮して作成した表です。上記は変更されることもありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。

お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

用語集

委託会社(いたくかいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

売り持ち(うりもち)(ショート・ポジション)

他から株券を借り、現在の株価で売り、値下がりしたところで買って、借りてきた株券を返済しようという意図で行われるものです。価格が下落すると利益が出ますが、逆に、価格が上昇すると損失が生じます。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによつて、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定來の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為を言います。為替ヘッジに際しては、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託財産留保額(しんたくざいさんりゆうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

用語集

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

ハイ・ウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことです、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどをを行う金融機関を指します。

ファンド・オブ・ファンズ

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザーフィーを除く。))に投資するもの」です。

ベンチマーク

運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

運用状況

(1) 投資状況

(2008年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アイルランド	1,485,380,754	93.83
投資証券	アイルランド	63,267,745	4.00
小計		1,548,648,499	97.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	34,353,224	2.17
合計(純資産総額)	—	1,583,001,723	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

(2008年1月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	アメリカ	111,471,205.48	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△193,155.18	△0.17
合計(純資産総額)	—	111,278,050.30	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

<ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビー・エル・シーゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブズ・ファンド>

(2008年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
社債券	アメリカ	10,190,881,639.75	20.29
特殊債	アメリカ	1,475,882,680.76	2.94
その他有価証券	アメリカ	37,460,682,340.75	74.61
小計		49,127,446,661.26	97.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,086,726,929.31	2.16
合計(純資産総額)	—	50,214,173,590.57	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年1月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿額 単価 (円)	帳簿額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資信託受益証券	Goldman Sachs US Equity Market Neutral Fund A Class	1,323,631.881	1,141.88	1,511,435,124	1,122.20	1,485,380,754	93.83
2	アイルランド	投資証券	Goldman Sachs Funds, Plc.—Goldman Sachs U.S. Liquid Reserves Fund, Institutional Accumulation Class	50.12	1,261,186.85	63,210,685	1,262,325.31	63,267,745	4.00

種類別投資比率

(2008年1月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.83
投資証券	4.00
合計	97.83

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2008年1月31日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年1月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年1月29日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (株式数)	評価額 金額 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	TERRA INDUSTRIES - TRA	65,300.00	2,958,090.00	2.66
2	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	14,950.00	2,862,327.00	2.57
3	アメリカ	株式	AM GREETINGS	135,900.00	2,754,693.00	2.48
4	アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	112,200.00	2,707,386.00	2.43
5	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	56,400.00	2,691,408.00	2.42
6	アメリカ	株式	CENTURYTEL INC	75,500.00	2,659,865.00	2.39
7	アメリカ	株式	AGCO - AG	43,500.00	2,536,050.00	2.28
8	アメリカ	株式	APOLLO GROUP INC - CL A	33,600.00	2,508,240.00	2.25
9	アメリカ	株式	APPLIED BIOSYSTEMS - APPLERA CORP	77,800.00	2,465,482.00	2.22
10	アメリカ	株式	MILLENNIUM PHARMACEUTICAL	165,300.00	2,462,970.00	2.21
11	アメリカ	株式	EXPRESS SCRIPTS INC - CL A	37,100.00	2,405,564.00	2.16
12	アメリカ	株式	BELDEN CDT INC	57,000.00	2,392,290.00	2.15
13	アメリカ	株式	SIGMA DESIGNS INC	47,700.00	2,208,033.00	1.98
14	アメリカ	株式	RELIANT RESOURCES	103,400.00	2,207,590.00	1.98
15	アメリカ	株式	AMAZON.COM - AMZN	29,700.00	2,196,315.00	1.97
16	アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	20,300.00	2,146,319.00	1.93
17	アメリカ	株式	TEMPUR-PEDIC INTERNATIONAL	106,400.00	2,130,128.00	1.91
18	アメリカ	株式	DECKERS OUTDOOR CORP	17,500.00	2,096,500.00	1.88
19	アメリカ	株式	GENERAL GROWTH STK	56,800.00	2,061,840.00	1.85
20	アメリカ	株式	SIMON PROPERTY STK	23,100.00	2,026,332.00	1.82
21	アメリカ	株式	JUNIPER NETWORKS INC	74,900.00	2,005,073.00	1.80
22	アメリカ	株式	JACK IN THE BOX	72,300.00	1,987,527.00	1.79
23	アメリカ	株式	HOLLY CORP 1	37,200.00	1,848,840.00	1.66
24	アメリカ	株式	SPX CORP	17,300.00	1,729,135.00	1.55
25	アメリカ	株式	SWIFT ENERGY STK	40,000.00	1,712,800.00	1.54
26	アメリカ	株式	OVERSEAS SHIPHLD STK	25,700.00	1,659,963.00	1.49
27	アメリカ	株式	SKYWORKS SOLUTIONS INC	177,400.00	1,472,420.00	1.32
28	アメリカ	株式	SPHERION CORPORATION	224,300.00	1,471,408.00	1.32
29	アメリカ	株式	NOVELLUS SYS	56,700.00	1,373,841.00	1.23
30	アメリカ	株式	TIME WARNER INC	83,100.00	1,265,613.00	1.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

② 投資不動産物件

(2008年1月29日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年1月29日現在)

該当事項はありません。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

<ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シーゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブズ・ファン>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年1月30日現在)						
順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	評価額 (米ドル)	償還期限 投資比率 (%)
1	アメリカ	その他有価証券	BANK OF AMERICA REPO	5,550,000,000	5,550,000,000.00	— 11.05
2	アメリカ	その他有価証券	BARCLAYS BANK REPO	5,000,000,000	5,000,000,000.00	— 9.96
3	アメリカ	その他有価証券	DEUTSCHE BANK REPO	4,750,000,000	4,750,000,000.00	— 9.46
4	アメリカ	その他有価証券	SG WARBURG REPO	4,500,000,000	4,500,000,000.00	— 8.96
5	アメリカ	特殊債	FED HOME LN BK FRN 07/09	750,000,000	749,783,236.31	2009/7/24 1.49
6	アメリカ	その他有価証券	TORONTO 4.86% 06/20/08	695,000,000	695,013,279.12	2008/6/20 1.38
7	アメリカ	その他有価証券	UBS CD 03032008 5.56%	640,000,000	640,000,000.00	— 1.27
8	アメリカ	その他有価証券	BARCLAYS BANK CD 5.51%	600,000,000	600,000,000.00	— 1.19
9	アメリカ	社債	BARCLAYS FRN 3/17/08	503,400,000	503,390,417.82	2008/3/17 1.00
10	アメリカ	その他有価証券	LANDESBAK CD Y 5.5	500,000,000	500,001,288.92	— 1.00
11	アメリカ	その他有価証券	HBOS 4.72% 30/04/08	500,000,000	500,000,000.00	— 1.00
12	アメリカ	その他有価証券	KITTY HAWK CP360	500,000,000	499,047,222.22	— 0.99
13	アメリカ	その他有価証券	CALYONCD 4.65%	450,000,000	450,000,000.00	— 0.90
14	アメリカ	その他有価証券	SOCIETE GENERALE CD360	400,000,000	400,007,863.69	— 0.80
15	アメリカ	その他有価証券	ROYAL BANK OF SCOT CD360	400,000,000	400,007,100.92	— 0.80
16	アメリカ	その他有価証券	BARCLAYS 4.43% 07/07/08	400,000,000	400,000,000.00	— 0.80
17	アメリカ	特殊債	FREDDIE MAC ZERO 04/25/08	400,000,000	396,099,444.45	2008/4/25 0.79
18	アメリカ	その他有価証券	CREDIT SUISSE CD360	380,000,000	380,000,000.00	— 0.76
19	アメリカ	その他有価証券	UNICREDIT CD 4.765%	350,000,000	350,000,000.00	— 0.70
20	アメリカ	社債	RYL BK CANADA FRN 4/3/08	345,000,000	344,982,457.60	2008/4/3 0.69
21	アメリカ	その他有価証券	NORINCHUKIN BANK CD	343,000,000	343,000,000.00	— 0.68
22	アメリカ	その他有価証券	HBOS TRES CD 5.13%	330,000,000	330,000,000.00	— 0.66
23	アメリカ	特殊債	FED HOME LN FRN 11/19/08	330,000,000	330,000,000.00	2008/11/19 0.66
24	アメリカ	その他有価証券	UBS AG CERT CD 5.44%	300,000,000	300,000,000.00	— 0.60
25	アメリカ	社債	BNP PARIBUS FRN 8/19/2008	275,000,000	275,000,000.00	2008/8/19 0.55
26	アメリカ	社債	BARCLAYS FRN 16-7-08	265,000,000	265,000,000.00	2008/7/16 0.53
27	アメリカ	その他有価証券	KITTY HAWK CP360	262,772,000	262,307,039.54	— 0.52
28	アメリカ	社債	BANK AMERICA 12/18/2008	250,000,000	250,000,000.00	2008/12/18 0.50
29	アメリカ	社債	UBS STAMFORD FRN 6/16/08	250,000,000	250,000,000.00	2008/6/16 0.50
30	アメリカ	その他有価証券	CHARTA LLC CP360	240,000,000	238,556,800.00	— 0.48

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

② 投資不動産物件

(2008年1月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年1月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年1月31日及び同前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)
1期	(2004年1月22日)	6,024	6,024	1,0164	1,0164
2期	(2004年7月22日)	5,868	5,926	1,0094	1,0194
3期	(2005年1月20日)	5,528	5,528	0,9930	0,9930
4期	(2005年7月21日)	5,199	5,199	1,0050	1,0050
5期	(2006年1月20日)	4,394	4,437	1,0302	1,0402
6期	(2006年7月20日)	3,213	3,244	1,0331	1,0431
7期	(2007年1月22日)	2,688	2,688	1,0008	1,0008
8期	(2007年7月20日)	2,226	2,226	0,9355	0,9355
9期	(2008年1月23日)	1,676	1,676	0,8481	0,8481
2007年1月末日		2,678	—	1,0124	—
2007年2月末日		2,500	—	0,9779	—
2007年3月末日		2,458	—	0,9789	—
2007年4月末日		2,410	—	0,9697	—
2007年5月末日		2,328	—	0,9559	—
2007年6月末日		2,256	—	0,9480	—
2007年7月末日		2,084	—	0,9168	—
2007年8月末日		1,915	—	0,8667	—
2007年9月末日		1,865	—	0,8543	—
2007年10月末日		1,776	—	0,8457	—
2007年11月末日		1,717	—	0,8433	—
2007年12月末日		1,670	—	0,8455	—
2008年1月末日		1,583	—	0,8336	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	0.0000
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.0100
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	0.0000
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	0.0000
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	0.0100
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	0.0100
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	0.0000
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	0.0000
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	1.6
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.3
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	△1.6
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	1.2
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	3.5
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	1.3
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	△3.1
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	△6.5
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	△9.3

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- 「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 貢務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第8期 (2007年7月20日現在)	第9期 (2008年1月23日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		29,663,959	22,105,637
投資信託受益証券		2,016,934,451	1,519,390,046
投資証券		89,206,080	63,543,373
派生商品評価勘定		—	4,844,280
未収入金		112,108,800	75,988,620
未取利息		405	302
差し委託証拠金		—	1
流動資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259
資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		9,114,600	—
未払受託者報酬		251,274	196,419
未払委託者報酬		11,684,449	9,133,343
その他未払費用		597,986	467,416
流動負債合計		21,648,309	9,797,178
負債合計		21,648,309	9,797,178
純資産の部			
元本等			
元本		2,379,854,427	1,976,352,446
剰余金			
期末欠損金 (うち分配準備積立金)		153,589,041 (71,187,630)	300,277,365 (59,400,319)
剰余金合計		△153,589,041	△300,277,365
元本等合計		2,226,265,386	1,676,075,081
純資産合計		2,226,265,386	1,676,075,081
負債・純資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		88,006	80,585
有価証券売買等損益		△94,618,812	△141,487,501
為替差損益		△56,463,991	△47,131,810
営業収益合計		△150,994,797	△188,538,726
営業費用			
受託者報酬		251,274	196,419
委託者報酬		11,684,449	9,133,343
その他費用		597,986	467,416
営業費用合計		12,533,709	9,797,178
営業損失額		163,528,506	198,335,904
経常損失額		163,528,506	198,335,904
当期純損失額		163,528,506	198,335,904
一部解約に伴う当期純損失額分配額		7,978,020	25,558,155
期首剩余金又は期首次損金(△)		2,240,173	△153,589,041
剩余金減少額		278,728	—
当期一部解約に伴う剩余金減少額		(97,667)	(—)
当期追加信託に伴う剩余金減少額		(181,061)	(—)
欠損金減少額		—	26,768,042
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(—)	(26,768,042)
欠損金増加額		—	678,617
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(—)	(678,617)
分配金		—	—
期末欠損金		153,589,041	300,277,365

(3) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。 為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における計算期間末日 の対顧客先物売買相場の仲値によ って計算しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資 信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の 額をもって記録する方法を採用し ております。 但し、同61条に基づき、外国通 貨の売却時において、当該外国通 貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の 前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当 該外国通貨の売却時の外貨為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の 外国投資勘定と、円換算した外貨 基金勘定を相殺した差額を為替差 損益とする計理処理を採用してお ります。	外貨建取引等の処理基準 同左
3. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項		

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (2007年7月20日現在)	第9期 (2008年1月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,686,247,094円	2,379,854,427円
期中追加設定元本額	12,820,990円	4,616,763円
期中一部解約元本額	319,213,657円	408,118,744円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	2,379,854,427口	1,976,352,446口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 153,589,041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 300,277,365円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	—円	—円
費用控除後、繙越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	1,148,320円	1,085,592円
分配準備積立金額	71,187,630円	59,400,319円
本ファンドの分配対象収益額	72,335,950円	60,485,911円
本ファンドの期末残存口数	2,379,854,427口	1,976,352,446口
1口当たり収益分配対象額	0,030395円	0,030604円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金額	—円	—円

(有価証券に関する注記)

売買目的の有価証券

区分	第8期 (2007年7月20日現在)		第9期 (2008年1月23日現在)	
	貸借対照表上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,016,934,451	△84,759,682	1,519,390,046	△121,525,735
投資証券	89,206,080	2,234,083	63,543,373	1,625,727
合計	2,106,140,531	△82,525,599	1,582,933,419	△119,900,008

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日		第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通常関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左	1. 取引の内容 同左	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左	2. 取引に対する取組方針 同左	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用であります。	3. 取引の利用目的 同左	3. 取引の利用目的 同左	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左	4. 取引に係るリスクの内容 同左	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左	5. 取引に係るリスク管理体制 同左	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第8期 (2007年7月20日現在)			第9期 (2008年1月23日現在)				
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建								
	米ドル	2,210,438,300	—	2,219,552,900	△9,114,600	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280
合計		2,210,438,300	—	2,219,552,900	△9,114,600	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日以降最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日		第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	
	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引の内容	取引の種類別 の取引金額
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容 有価証券 等売買 手数料	取引の種類別 の取引金額 為替 —円	取引の内容 有価証券 等売買 手数料	取引の種類別 の取引金額 為替 —円
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託会社の利害関係会社)		—		—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っております。個々の取引条件はその結果として決定されております。
立会外取引、市場外取引、相对取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	第8期 (2007年7月20日現在)		第9期 (2008年1月23日現在)	
	1口当たり純資産額	0.9355円	1口当たり純資産額	0.8481円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)

運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国投資信託の受益証券および外国投資証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

1. アイルランド籍外国投資信託(契約型)

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス(以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」といいます。)
運用方針は、以下のとおりです。

- 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
- ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。

2. アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シーーゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューションナル・アキュムレーション・シェアクラス(以下、「US \$リキッド・リザーブズ・ファンド」といいます。)
運用方針は、以下のとおりです。

- 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。

- ② 外貨建資産については 100%為替円ヘッジを基本とします。

- ③ 1ヵ月円 LIBOR をベンチマークとします。

- ④ 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスの組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

- ⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

- ⑥ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式(上記外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。

- ② 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。

- ③ 上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借り入れの指図は行いません。

3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 1 月および 7 月の特定日(第 8 条第 1 項に定義されます。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第 1 回決算日は 2004 年 1 月 22 日とします。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円¹を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第7項および第10項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項または第43条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
- ② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当時の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定め

るところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託は、原則として毎月18日(ただし、日本における営業日であり、かつ英國証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行の休業日ではない日を、以下「ファンド営業日」とし、毎月18日がファンド営業日でないときは、翌ファンド営業日とします。)の2ファンド営業日後を特定日とし、当該特定日の翌営業日にこれを行いうものとします。
- ② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」といい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

¹ 30億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② [削除]

(受益権の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従つた契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。ただし、第 35 条第 1 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限つてはその後であつてもこれを受け付けるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは預め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口

座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に 2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ [削除]

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 29 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となつた場合、基準価額の計算が不能となつた場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受けた取得申込みを取消すことができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受

人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- (3) 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- 第15条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券、外国投資証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス
2. ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シーゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューションナル・アキュムレーション・シェアクラス
3. コマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

- (2) 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預 金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- (3) 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信

託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

- 第19条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所 在 地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

- (2) 前項の委託を受けた者が受けける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- (3) 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(外国為替予約の運用指図)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任等)

- 第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- (2) 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

- 第22条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第23条 信託の登記または登録をできる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

- 第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月の特定日の翌日から 7 月の特定日までおよび 7 月の特定日の翌日から翌年 1 月の特定日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2003 年 8 月 29 日から 2004 年 1 月 22 日までとします。

(信託財産に関する報告)

- 第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 29 条

に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。なお、第1回目の計算期末は2004年1月22日です。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第1回目の計算期末は2004年1月22日です。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(成功報酬の額および支弁の方法)

- 第33条 委託者は、前条に規定する信託報酬(以下、本条において「基本報酬」といいます。)に加えて、特定日の基準価額(基本報酬控除後であり、本条に規定する成功報酬控除前であるものとします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。)が、以下に定める方法で計算される価額(以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。)を超えた場合には、当該超過額に対して25%の率を乗じて得た額(以下「成功報酬」といいます。)を受領します。ある特定日(以下「当該特定日」といいます。)におけるハイ・ウォーターマークは、直前の特定日のハイ・ウォーターマークに対し、直前の特定日の1カ月円LIBOR(1年を360日として計算)により、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイ・ウォーターマークは、基本報酬控除後かつ当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基準価額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイ・ウォーターマークとは1口につき1円を、直前の特定日とは信託契約締結日を意味するものとします。
- ② 前項の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場合には、第1項の成功報酬を含むものとします。
- ④ 第1項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第1項の特定日は、第12条第5項の規定に従うものとします。

(収益の分配)

- 第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

- 第35条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の

- 指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、原則として特定日から起算して 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金額となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠つことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第 36 条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 37 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項または第 3 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 35 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第 38 条 受益者は、特定日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第 11 項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行つた受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に 0.20% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理性に疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。なお、この場合、第 12 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日(5 営業日後)を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の 5 営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第 39 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 39 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 38 条第 7 項」と読み替えます。
- ⑩ 受益者による第 1 項の一部解約の実行の請求に基いてこの信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 0 となる場合には、委託者は、受託者と協議のうえ委託者が指定する日をもって、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑪ 委託者が、前項の解約をするときは、第 1 項に定めるこの信託契約の一部の解約は行いません。第 39 条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 38 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 42 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継せることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 44 条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
 - 1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があつたとき。
 - 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 - 5. その他委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

- ④ 本条に基づき受託者が辞任した場合は解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

- 第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第 45 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

- 第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第 47 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

- 第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、

第 11 条、第 13 条から第 15 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003 年 8 月 29 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 日興シティ信託銀行株式会社



ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS US ニュートラル

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

請求目論見書

2008.4

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 19 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 10 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関をご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」といっています。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」といっています。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」といっています。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US \$リキッド・リザーブズ・ファンド」といっています。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手續等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	5
第 4	ファンドの経理状況	7
1	財務諸表	7
2	ファンドの現況	12
第 5	設定及び解約の実績	13

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2003年8月29日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月18日（ただし、ファンド休業日の場合は翌ファンド営業日^{*1}とします。）の2ファンド営業日後を特定日^{*2}とし、当該特定日の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*3}までとします。かかる受付時間を過ぎたお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 日本における営業日であり、かつ英國証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行が休業日でない日とします。

*2 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

*3 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お申込価額は、特定日の基準価額です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニュート）。

(4) お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社でお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

(6) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(6)において「当該日」といいます。）において金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社によって当該日の5営業日前までにすでに受けたお買付けのお申込みが取消される場合があります。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付のお申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが適用されるものとします。

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金の申込みは、毎月の特定日^{*1}の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。かかる受付時間を過ぎたお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*1}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）となります。

手取額は、解約価額から、所得税および地方税（解約価額が受益者ごとの個別元本^{*2}を上回った場合、その超過額に対して個人の受益者については10%（所得税7%、地方税3%）^{*3}、法人の受益者については7%（所得税7%）^{*4}）を差引いた金額となります。

*1 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

*2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本となります。

*3 2009年4月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

*4 2009年4月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニュート）。

(5) 一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 每月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(6)において「当該日」といいます。）において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、当該日の5営業日前までにすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。

この場合、委託会社がかかる事がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しならびに特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b . 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了 (b) その他の事由による信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：UNIUT）。

委託会社は、年2回（1月および7月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2003年8月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他a.信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年1月の特定日の翌日から7月の特定日までおよび7月の特定日の翌日から翌年1月の特定日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年8月29日から2004年1月22日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会

社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるととき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b . 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c . その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（G S A M ニューヨーク）との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d . 反対者の買取請求権

上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a . または上記 b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f . 保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g . 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

h . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

i . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づいて、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、第8期計算期間（2007年1月23日から2007年7月20日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づき作成しており、第9期計算期間（2007年7月21日から2008年1月23日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）に基づき作成しております。なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間（2007年1月23日から2007年7月20日まで）の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2007年7月21日から2008年1月23日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士  

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成19年7月21日から平成20年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求める。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第8期 (2007年7月20日現在)	第9期 (2008年1月23日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		29,663,959	22,105,637
投資信託受益証券		2,016,934,451	1,519,390,046
投資証券		89,206,080	63,543,373
派生商品評価勘定		—	4,844,280
未収入金		112,108,800	75,988,620
未収利息		405	302
差入委託拠金		—	1
流動資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259
資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		9,114,600	—
未払受託者報酬		251,274	196,419
未払委託者報酬		11,684,449	9,133,343
その他未払費用		597,986	467,416
流動負債合計		21,648,309	9,797,178
負債合計		21,648,309	9,797,178
純資産の部			
元本等			
元本		2,379,854,427	1,976,352,446
剰余金			
期末欠損金		153,589,041	300,277,365
(うち分配準備積立金)		(71,187,630)	(59,400,319)
剰余金合計		△153,589,041	△300,277,365
元本等合計		2,226,265,386	1,676,075,081
純資産合計		2,226,265,386	1,676,075,081
負債・純資産合計		2,247,913,695	1,685,872,259

独立監査人の監査報告書

平成19年8月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士  

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成19年1月23日から平成19年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求める。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成19年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		88,006	80,585
有価証券売買等損益		△94,618,812	△141,487,501
為替差損益		△56,463,991	△47,131,810
営業収益合計		△150,994,797	△188,538,726
営業費用			
受託者報酬		251,274	196,419
委託者報酬		11,684,449	9,133,343
その他費用		597,986	467,416
営業費用合計		12,533,709	9,797,178
営業損失金額		163,528,506	198,335,904
経常損失金額		163,528,506	198,335,904
当期純損失金額		163,528,506	198,335,904
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		7,978,020	25,558,155
期首剩余金又は期首損金(△)		2,240,173	△153,589,041
剩余金減少額		278,728	—
当期一部解約に伴う剩余金減少額		(97,667)	(—)
当期追加信託に伴う剩余金減少額		(181,061)	(—)
欠損金減少額		—	26,768,042
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(—)	(26,768,042)
欠損金増加額		—	678,617
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(—)	(678,617)
分配金		—	—
期末欠損金		153,589,041	300,277,365

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (2007年7月20日現在)	第9期 (2008年1月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,686,247,094円	2,379,854,427円
期中追加設定元本額	12,820,990円	4,616,763円
期中一部解約元本額	319,213,657円	408,118,744円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,379,854,427口	1,976,352,446口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は153,589,041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は300,277,365円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	—円	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	1,148,320円	1,085,592円
分配準備積立金額	71,187,630円	59,400,319円
本ファンドの分配対象収益額	72,335,950円	60,485,911円
本ファンドの期末残存口数	2,379,854,427口	1,976,352,446口
1口当たり収益分配対象額	0.030395円	0.030604円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金額	—円	—円

(有価証券に関する注記)

区分	第8期 (2007年7月20日現在)	第9期 (2008年1月23日現在)
投資信託受益証券	2,016,934,451	△84,759,682
投資証券	89,206,080	2,234,083
合計	2,106,140,531	△82,525,599

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 為替予約取引	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 外貨建取引等の処理基準	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該外貨通貨の割合相当額を当該外貨通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の外貨建資産等の外貨投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通常関連では為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託契約に定める運用の基本方針に従う方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引リスクがあります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っています。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第8期 (2007年7月20日現在)				第9期 (2008年1月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	—	—	—	—	—	—	—	—
米ドル	2,210,438,300	—	2,219,552,900	△9,114,600	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	—
合計	2,210,438,300	—	2,219,552,900	△9,114,600	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	—

(注) 時価の算定方法

- ・為替予約取引
 - 1. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該日の対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日にも最近発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 2. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	第8期 自 2007年1月23日 至 2007年7月20日			第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日			
	関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別に当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別に当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託資産の運用の 指揮を行う「投資信託委 託会社の附属関係人等」)	有価証券 有形資產 手数料	為替 一円	—	—	有価証券 等有形資 手数料	為替 一円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定しております。
立会外取引、市場外取引、相对取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般的な取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

区分	第8期 (2007年7月20日現在)		第9期 (2008年1月23日現在)	
	1口当たり純資産額	0.9355円	1口当たり純資産額	0.8481円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

- ① 有価証券明細表
- (ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	Goldman Sachs US Equity Market Neutral Fund A Class	1,323,631.881	14,205,217.34	
	投資証券	Goldman Sachs Funds, Plc. — Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund, Institutional Accumulation Share Class	50.12	594,085.39	
小計				14,799,302.73	
				(1,582,933,419)	
合計				1,582,933,419	
				(1,582,933,419)	

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額あります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄	組入投資信託 受益証券比率	組入投資証券比率	合計金額に対する 比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	96.0%	—	100.0%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額及び時価の状況

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

(参考情報)

本ファンドは「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」の受益証券および「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビー・エル・シーゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブズ・ファンズ インスティチューションナル・アキュムレーション・シェアクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、これらの投資信託受益証券および投資証券です。

これらの投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載された情報は監査対象外です。

「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」は、アイルランド籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、2007年9月30日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビー・エル・シーゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブズ・ファンズ インスティチューションナル・アキュムレーション・シェアクラス」はアイルランド籍の外国投資証券です。同投資証券は、2006年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

●「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの組入資産の明細 (2008年1月18日現在)

これらの内容は、本投資信託受益証券の全てのクラスを含んだ内容です。

株式(賃建)

銘柄名	組入比率
1800FLOWERS.COM INC	0.02%
ABM INDUSTRIES STK	0.29%
AGCO - AG	1.62%
ALEXANDER & BALDWIN INC	0.01%
ALKERMES INC	0.02%
ALLEGIANT TRAVEL CO	0.03%
ALLIANCE ONE INTERNATIONAL INC	0.26%
ALPHA NATURAL RESOURCES INC	0.04%
AM GREETINGS	1.59%
AMAZON COM - AMZN	1.53%
AMB PROPERTY CORP	0.18%
AMER AXLE & MFG	0.17%
AMERICREDIT CORP	0.43%
AMERIPRIZE FINANCIAL INC	0.04%
AMERISOURCEBERGER CORP	1.69%
AMPCO PITTSBURGH STK	0.04%
AMTRUST FINANCIAL SERVICES	0.02%
ANSOFT CORP	0.25%
APOLLO GROUP INC - CL A	1.67%
APPLIED BIOSYSTEMS - APPLERA CORP	1.65%
APPLIED MICRO CIRCUITS CORP	0.00%

銘柄名	組入比率
APRIA HEALTH - AHG	0.20%
ARBITRON INC	0.42%
ARRIS GROUP INC	0.18%
ARUBA NETWORKS INC	0.00%
ARVINERITOR INC	0.14%
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP INC	0.16%
ASSURED GUARANTY LTD	0.06%
ATMEL CORP	0.48%
AVIS BUDGET GROUP INC	0.11%
AVNET INC	0.37%
BELDEN CDT INC	1.40%
BERRY PETROLEUM STK	0.01%
BLUE NILE INC	0.13%
BOSTON PROPERTIES INC	0.15%
BUFFALO WILD WINGS INC	0.15%
CAL-MAINE FOODS INC	0.02%
CALAMOS ASSET MANAGEMENT-A	0.00%
CARACO PHARM LAB STK	0.05%
CASEYS GENERAL STORES INC CS	0.02%
CASH AMER INV STK	0.00%
CASTLEPOINT HOLDINGS LTD	0.00%
CBeyond COMMUNICATIONS INC	0.01%
CBS CORP-CLASS B	0.07%
CELERA GROUP - APPLERA CORP	0.11%
CENTURYTEL INC	1.67%
CEPHALON INC - CEPH	0.03%
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1.22%
CHEMED CORP	0.01%
CHIPOTLE MEXICAN GRILL-CLASS B	0.13%
CHIQUITA BRANDS INTERNATIONAL	0.08%
CHORDIANT SOFTWARE INC	0.04%
CINCINNATI BELL INC	0.08%
COCA-COLA ENTER STK	0.29%
CONCUR TECHNOLOGIES INC	0.01%
COOPER TIRE STK	0.18%
CORVEL CORP	0.17%
COX RADIO INC-CL A	0.07%
CREDENCE SYS - CMOS	0.01%
CUBIST PHARMACEUTICALS	0.01%
CYBERSOURCE CORP	0.07%
DECKERS OUTDOOR CORP	1.38%

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

銘柄名	組入比率
DOLLAR THRIFTY AUTOMOTIVE GP	0.17%
DOWNEY FINAN STK	0.04%
DSP GROUP INC	0.00%
DYNCORP INTERNATIONAL INC-A	0.10%
ELIZABETH ARDEN INC	0.02%
EMBARQ CORP	0.10%
EMCOR GROUP INC	0.43%
ENDURANCE SPECIALTY HOLDINGS	0.05%
EXPRESS SCRIPTS INC - CL A	1.65%
EXPRESSJET HOLDINGS INC	0.03%
FIFTH THIRD BANCORP	0.00%
FIRST SOUTH BANCORP INC /VA	0.00%
FIRSTSTED FIN STK	0.49%
FIRSTMERIT CORPORATION	0.18%
FRESH DEL MONTE PRODUCE INC	0.30%
FX ENERGY INC	0.03%
GENCO SHIPPING & TRADING LTD	0.04%
GENERAL GROWTH STK	1.20%
GENERAL MARITIME CORP	0.08%
GERBER SCIENT STK	0.01%
GLOBAL INDUSTRIES LTD	0.27%
GRAFTECH INTERNATIONAL LTD	0.34%
GREENHILL & CO INC	0.00%
GULFMARK OFFSHORE INC	0.12%
HALLMARK FINL SERVICES INC	0.00%
HANCOCK HOLDING CO	0.00%
HANOVER INSURANCE GROUP INC	0.01%
HCP INC	0.00%
HEALTHSPRING INC	0.03%
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	0.12%
HLTH CORP	0.25%
HOLLY CORP 1	1.09%
HUB GROUP INC -CL A	0.00%
HUNT (JB) TRANSPORT SVCS INC	0.15%
HUTCHINSON TECH INC,CS	0.07%
IGATE CORP	0.02%
IKON OFFICE SOLUTION INC	0.58%
IMMERSION CORP	0.03%
IMMUCOR INC	0.20%
INFOSPACE INC	0.26%
INGLES MARKETS INC -CL A	0.08%

銘柄名	組入比率
NATIONAL BEVERAGE CORP	0.00%
NBTY INC	0.52%
NEWMARKET CORP	0.34%
NOVATEL WIRELESS INC	0.02%
NOVELLUS SYS	0.91%
NOVEN PHARMACEUTICALS	0.11%
NTELIOS HOLDINGS CORP	0.40%
OCHARLEYS INC.	0.12%
OM GROUP INC	0.17%
OMNICELL INC	0.00%
OMNITURE INC	0.15%
OPTIONSPRESS HOLDINGS INC	0.05%
OSI PHARMACEUTICALS	0.17%
OVERSEAS SHIPHLD STK	1.00%
PAETEC HOLDING CORP	0.00%
PARK-OHIO HOLDINGS CORP	0.00%
PEPSI AMERICAS	0.05%
PEPSI BOTTLING GRP INC	0.28%
PERFORMANCE FOOD GROUP CO.	0.00%
PERRY ELLIS INTERNATIONAL	0.04%
PHARMANET DEVELOPMENT GROUP INC	0.14%
PHASE FORWARD INC	0.01%
PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	0.00%
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	0.27%
PIPER JAFFRAY COS	0.28%
POLYCOM INC	0.11%
PRE PAID LEGAL STK	0.23%
PREFERRED BANK LOS ANGELES	0.01%
PROVIDENT FINANCIAL SERVICES	0.11%
QUIDEL CORP	0.02%
RADIOSHACK	0.05%
REALNETWORKS INC.	0.37%
REGENCY CENTERS CORP	0.16%
RELIANT RESOURCES	1.41%
RYDER SYSTEM STK	0.10%
S1 CORPORATION	0.07%
SAIA INC	0.02%
SANDERSON FARMS INC	0.03%
SAUL CENTERS INC	0.08%
SAVIENT PHARMACEUTICALS INC	0.08%
SCIELE PHARMA INC	0.00%

銘柄名	組入比率
INGRAM MICRO INC- CL A	0.11%
INTERFACE INC - CL A	0.00%
INTERSIL HOLDING CORP	0.09%
INTERWOVEN INC (USD)	0.26%
IPC HOLDINGS LTD	0.01%
ITT EDUCATION STK	0.66%
JACK IN THE BOX	1.11%
JANUS CAPITAL GROUP INC.	0.00%
JO-ANN STORES INC	0.14%
JONES LANE LASALLE INC	0.35%
JUNIPER NETWORKS INC	1.28%
KANSAS CITY SOUTHERN IND	0.01%
KELLWOOD STK	0.28%
KILROY REALTY CORP	0.04%
KINDRED HEALTHCARE INC	0.00%
KINETIC CONCEPTS INC	0.46%
LANDAMERICA FINANCIAL GROUP	0.31%
LANDRYS SEAFOOD RESTAURANTS	0.08%
LANDSTAR SYSTEM INC	0.01%
LCA-VISION INC	0.00%
LEXMARK INTERNATIONAL INC	0.59%
LOGIAN INC	0.00%
MACERICH STK	0.30%
MANPOWER STK	0.24%
MARVEL ENTERTAINMENT INC.	0.21%
MASTERCARD INC-CLASS A	1.68%
MAX CAPITAL GROUP LTD	0.01%
MBIA STK	0.11%
MEDCATH CORPORATION	0.14%
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	0.46%
MENTOR GRAPHICS CORP	0.17%
METHODE ELECTRONICS -CL A	0.23%
MICROSTRATEGY INC-CL A	0.68%
MILLENNIUM PHARMACEUTICAL	1.69%
MIPS TECHNOLOGIES INC CL A	0.07%
MOLSON COORS BREWING CO -B 1	0.27%
MOODY'S CORPORATION	0.14%
MORNİNGSTAR INC	0.07%
MPS GROUP INC	0.31%
NACCO STK	0.43%
NASH FINCH CO	0.04%

銘柄名	組入比率
SERVICE CORP INTERNATIONAL	0.00%
SHUTTERFLY INC	0.03%
SIGMA DESIGNS INC	1.24%
SIMON PROPERTY STK	1.16%
SKYWORKS SOLUTIONS INC	0.94%
SONIC AUTOMTIVE INC	0.31%
SONICWALL INC	0.08%
SOTHEBY'S	0.30%
SPHERION CORPORATION	0.85%
SPSS INC	0.00%
SPX CORP	1.04%
STANDARD PARKING CORP	0.02%
STEWART INFO SVC STK	0.33%
STONE ENERGY STK	0.12%
SUPERIOR ESSEX INC	0.40%
SWIFT ENERGY STK	1.07%
SWITCH AND DATA INC	0.04%
SWS GROUP INC	0.04%
SYNIVERSE HOLDINGS INC	0.00%
SYNOFSYS INC	1.72%
SYSTEMAX INC	0.03%
TAUBMAN CNTR STK	0.09%
TBS INTERNATIONAL LTD-A	0.04%
TECH DATA CORP	0.68%
TEKELEC	0.00%
TELEPHONE & DATA SYSTEMS INC	0.00%
TELETECH - TTEC	0.16%
TEMPUR-PEDIC INTERNATIONAL	1.52%
TERRA INDUSTRIES - TRA	1.71%
TIDEWATER STK	0.62%
TIME WARNER INC	0.83%
TRADESTATION GROUP INC	0.00%
TRIDEGAR CORP	0.08%
TRICO MARINE SERVICES INC	0.09%
UNISYS CORP	0.00%
UNIVERSAL STK	0.34%
US CELLULAR	0.08%
USEC INC	0.03%
UTSTARCOM INC	0.35%
VARIAN INC	0.74%
VECTOR GROUP LTD	0.09%

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

銘柄名	組入比率
VENTAS INC	0.12%
VIENETTE CORPORATION	0.20%
VOLT INFO SCIENCES INC	0.09%
WASHINGTON FEDERAL INC	0.14%
WELLS FARGO & COMPANY	0.00%
WEST PHARMACEUTICAL SVCS	0.00%
WILLBROS GROUP INC.	0.00%
WORLD ACCEPTANCE CORP	0.51%
XOMA LTD	0.00%
ZENITH NATIONAL STK	0.01%
ZOLL MEDICAL CORP	0.11%

(注1) データ提供元 : Investors Fund Services (Ireland) Limited

(注2) 組入比率は、当該投資信託受益証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

銘柄名	組入比率
GENERAL ELEC FRN 10/24/08	0.34%
HBOS TSY SRV FRN 07/17/08	0.42%
BANK OF SCOT FRN 09/08/08	0.12%
HBOS TSY SRVCS FRN 09/05	0.40%
HSBC FIN FRN 05/09/2008	0.15%
LANDESBFRN 6/23/2008	0.30%
MERRILL LYNCH FRN 10/3/08	0.13%
METLIFE GLOBE FRN09/12/08	0.13%
MORGAN STAN FRN 11/03/08	0.20%
NATEXIS BANQ FRN 05/22/08	0.28%
NATIXIS FRN 03/31/2008	0.42%
NATEXIS BANQ FRN 08/14/08	0.16%
NATIONWIDE FRN 07/28/2008	0.11%
NORDEA BANK FRN 09/11/08	0.11%
NORDEA BNK FRN 9/9/08	0.26%
ROYAL BK CANADA FRN 3/1/7	0.18%
ROYAL BK FRN 9/5/2008	0.18%
ROYAL BK CAN FRN 11/07/08	0.19%
RYL BK CANADA FRN 4/3/08	0.73%
ROYAL BK SCOT FRN 07/28/8	0.13%
ROYAL BK FRN 03/26/2008	0.38%
RBOS EXT 09/19/2008	0.11%
SKANDINAViska FRN10/24/08	0.21%
SOCIETE GEN FRN 3/26/2008	0.21%
SVENSKA HANDELS FRN 08/08	0.21%
UBS STAMFORD FRN 6/16/08	0.53%
UNICREDITO FRN 5/8/2008	0.15%
WESTPAC BK FRN 02/16/07	0.21%
WACHOVIA FRN 6/27/2008	0.32%
FORTIS BANK FRN 07/14/08	0.42%
WESTPAC BK FRN 1/29/08	0.21%
WESTPAC BK FRN 3/11/05	0.16%
WORLD SAV BK FRN 9/08	0.21%
<譲渡性預金証書>	
CALYONCD 4.65%	0.95%
HBOS 4.72% 30/04/08	1.06%
HSBC BANK CD 013008	0.14%
SOC GENERALE CD360	0.21%
SOCIETE GENERALE CD360	0.85%
SOCIETE GENERAL CD 5.4%	0.17%

●ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビー・エル・シー・ゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブ・ファンドの組入資産の明細（2008年1月22日現在）

これらの内容は、本投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

銘柄名	組入比率
<社債>	
BBVA US SENIOR FRN 4/17/08	0.14%
ANZ NATIONAL FRN 9-2-09	0.40%
ALLIANCE&LEICESTER 9/5/08	0.31%
CITIGROUP FRN 02/13/2008	0.42%
AUST&NZ BANK FRN 12/28/07	0.34%
AUST & NZ FRN 12/23/08	0.14%
BNP PARIBUS FRN 8/19/2008	0.58%
BNP PARIBAS FRN 8/7/2008	0.21%
BBVASM FRN 5.26813 04/08	0.48%
BANCO ESPANOL FRN 4/18/08	0.26%
BANK OF AMER FRN 7/25/08	0.32%
BANK AMERICA 12/18/2008	0.53%
ROYAL BK EIRE FRN 09/18/8	0.15%
BANQUE FED DU CRED10/1/08	0.42%
BARCLAYS FRN 3/17/08	1.07%
BARCLAYS FRN 16-7-08	0.56%
CSSE CEN EPARG FRN 6/2/08	0.44%
CAJA AHORROS FRN 07/23/08	0.37%
CAJA MADRID FRN 10/19/07	0.26%
COMMONWEALTH FRN 1/31/8	0.07%
COX BK FRN 08/24/06	0.07%
CREDIR AGRI FRN 7/23/07	0.37%
CREDIT AGRI FRN 7/22/08	0.32%
CREDSUISSE FRN 05/12/08	0.21%
CREDIT SUIS 5.33 2/26/08	0.42%
DANBK FRN5.34%7/8/2009	0.42%
DEPPA BANK PLC 0% 6/15/05	0.21%
DEUTSCHE BK FRN 6/19/2008	0.42%
DEUTSCHE BANK 01072008	0.36%
DEUTSCHE BANK FRN 9/22/08	0.42%
DEUTSCHE BANK FRN 2/4/09	0.32%
FED HOME LOAN DN	0.34%
FHLB DISCOUNT NOTE 03/10	0.50%
FORTIS BANK FRN11/19/2008	0.42%
GENERAL ELEC FRN 12/12/08	0.42%
GENERAL ELEC FRN 01/05/09	0.21%

銘柄名	組入比率
ABN AMRO CD 013008	0.32%
HBOS TRES CD 5.13%	0.70%
BARCLAYS BANK CD 5.51%	1.27%
BARCLAYS BANK CD Y 5.15	0.32%
CALYON CD360	0.47%
CREDIT SUISSE CD 5.3%	0.37%
CSFB CD 052208	0.31%
CREDIT SUISSE CD360	0.80%
DEPPA BANK CD 012408	0.40%
LANDESBANK CD Y 5.5	1.06%
ROYAL BANK OF SCOT CD360	0.85%
TORONTO 4.86% 06/20/08	1.47%
UBS CD 03032009 5.56%	1.36%
UBS AG CERT CD 5.44%	0.64%
UBS CD 5.11% 03/31/08	0.42%
UNICREDIT CD 4.765%	0.74%
<コマーシャル・ペーパー>	
BARTON CAP CP360	0.17%
TICONDEROGA 5.25% 2/08/08	0.08%
AMSTEL FUNDING CP Y 5.4	0.21%
AMSTEL 5.30Y 02/21/08	0.21%
AMSTEL FUND CP360 (CUSIP:03218RCR1)	0.26%
AMSTERDAM FUND CP360 (CUSIP:03218RDA7)	0.08%
AMSTERDAM CP 012308	0.17%
AMSTERDAM FUND CP360	0.20%
AMSTERDAM 5.25% 02/12/08	0.34%
AMSTERDAM 3.90% 04/02/08	0.11%
CURZON FND CP 012408	0.21%
ASPEN 4.88% 02/11/08	0.32%
ASPEN 4.95% 02/15/08	0.18%
ASPEN FDG CORP CP 02/29	0.34%
ATLANTIC 5.10% 02/20/08	0.26%
ATLANTIS CP 01/23/08	0.21%
ATLANTIS 5.1% 02/20/08	0.36%
ATLANTIS ONE FUND CP360	0.21%
EMERALD CP 3.97% 041608	0.16%
EMERALD 5.3% 02/20/08	0.21%
EMERALD NOTES CP	0.21%
EMERALD CP NOTES	0.12%
EMERALD 5.70% 03/19/07	0.21%

銘柄名	組入比率
BARCLAYS 4.43% 07/07/08	0.85%
BARTON CAP CP360	0.11%
BARTON 4.85% 02/06/08	0.18%
CAFCO CP 030508	0.41%
CRC FUNDING CP Y 5.12	0.26%
CRC FUNDING CP Y 4.86%	0.21%
CRC FND CP 021308	0.21%
CRC FUNDING 4.88 2/15/08	0.42%
CRC FDG LLC CP 02/28/08	0.42%
CHARIOT FUND CP360	0.21%
CHARIOT FND CP 022008	0.21%
CHARIOT FND CP 022108	0.18%
CHARTA FUNDING CP Y 5.12	0.40%
CHARTA CP 021308	0.16%
CHARTA CP Y 4.86	0.21%
CHARTA LLC CP360	0.50%
CIESCO CP 03052008	0.21%
DAKOTA CP 02/26/08	0.21%
DAKOTA 4% 04/18/08	0.21%
DAKOTA CP 3.95% 041708	0.16%
DAKOTA CP 4% 042508	0.42%
CLIPPER REC CP360	0.34%
CLIPPER REC CP 5.35	0.42%
FALCON ASSET CP360	0.35%
FALCON ASST Y1.03 20FEB08	0.16%
FOUNTAIN SQ 5.85Y 3/11/08	0.20%
GALLEON CAP CP 01/23/08	0.42%
GALLEON CP Y 5.35	0.21%
GEMINI SEC CP 02/26/08	0.16%
GEMINI SEC CP 013108	0.27%
GEMEINI CP Y	0.21%
GRAMPIAN FND CP 012308	0.18%
GRAMPIAN FUNDING CP 4.99	0.32%
GRAMPIAN FUNDING CP 4.97	0.21%
GRAPIAN CP 041108	0.08%
GRAMPIAN FND CP 04072008	0.26%
JP MORGAN CP 021508	0.43%
JUPITER SEC CP 01/23/08	0.11%
JUPITER SEC CP360 (CUSIP:4820P2BC8)	0.13%
JUPITER SEC CP360 (CUSIP:4820P2C78)	0.26%

銘柄名	組入比率
<その他の有価証券>	
BARCLAYS REPO 3.8% 01/23	6.35%
BOA REPO 3.85% 01/23/08	6.14%
LEH BROS REPO 3.95% 01/23	2.12%
DEUTSCHE REPO 3.85% 01/23	8.47%
LEH BROS REPO 3.625% 01/23	1.06%
LEHMAN BROS REPO 01/23	1.82%
LEH BROS REPO 3.75% 01/23	1.27%
SG WARBURG REPO 3.8% 01/23	9.42%

(注1) データ提供元: AIB/BNY Fund Management (Ireland) Limited

(注2) 組入比率は、当該投資証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

銘柄名	組入比率
KBC BANK CP 031308	0.21%
KITTY HAWK 5.45% 1/25/08	0.21%
KITTY HAWK CP360 (CUSIP:49833LB04)	0.55%
KITTY HAWK CP360 (CUSIP:49833LBE2)	1.06%
MONUMENT GARDENS CP 01240	0.08%
MORGAN STANLEY CP Y 5.006	0.21%
NEWPORT 5.75% 01/20/08	0.12%
NIEUW CORP CP 01/23/08	0.08%
NIEUW AMSTERDAM CP Y 4.88	0.21%
NIEUW AMSTERDAM CP	0.21%
PARK AVE 6%Y 12/07/07	0.42%
PARK AVE 5.275Y 2/21/08	0.21%
PARK AV REC CP360	0.42%
RANGER 3.90% 04/25/08	0.16%
RHEIN MAIN CP 012508	0.22%
SCALDIS CP 012508	0.38%
SCALDIS CAPITAL CP Y 4.88	0.21%
SCALDIS CAP CP360	0.21%
SHEFFIELD REC CP360	0.21%
SHEFFIELD REC CP Y 6.10%	0.18%
SHEFFIELD 4.92% 01/29/08	0.08%
SHEFFIELD 4.90% 02/11/08	0.13%
3 RIVERS 4.75% 01/31/08	0.42%
TICONDEROGA FUND CP360	0.21%
TULIP FND CP 012308	0.08%
TULIP FUNDING CP360	0.21%
TULIP 5.20% 03/13/08	0.13%
UNICREDIT CP 042807	0.27%
VARIABLE 4.90% 02/13/08	0.16%
VARIABLE FND CP 042508	0.21%
WINDMILL FND CP 012308	0.19%
WINDMILL FUND CP360	0.21%
YORKTOWN CP 1.03% 19MAR04	0.29%
YORKTOWN 5.55%Y 03/07/08	0.16%
YORKTOWN 3.9% 04/25/08	0.42%
<政府債>	
FED HOME LN FRN 11/19/08	0.70%
<公社公团債>	
FREDDIE MAC ZERO 04/25/00	0.84%

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2008年 1月31日現在)

I 資産総額	1,583,368,131円
II 負債総額	366,408円
III 純資産総額 (I - II)	1,583,001,723円
IV 発行済口数	1,899,048,812口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8336円

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

純資産額計算書

(2008年 1月29日現在)

I 資産総額	226,583,499.20米ドル
II 負債総額	115,305,448.90米ドル
III 純資産総額 (I - II)	111,278,050.30米ドル
IV 発行済口数	10,550,231.52口
V 1口当たり純資産額 (Aクラス)	10.547米ドル

<ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビー・エル・シーゴールドマン・サックス U.S.リキッド・リザーブ・ファンド>

純資産額計算書

(2008年 1月30日現在)

I 資産総額	50,402,857,737.29米ドル
II 負債総額	188,684,146.72米ドル
III 純資産総額 (I - II)	50,214,173,590.57米ドル
IV 発行済口数	49,068,218,479.481口
V 1口当たり純資産額 (インスティチューションナル・アキュムレーション・シェア クラス)	11,863.96米ドル

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	5,983,906,320 (0)	56,016,100 (0)	5,927,890,220 (0)
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	137,759,666 (0)	251,907,060 (0)	5,813,742,826 (0)
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	299,959,753 (0)	546,213,922 (0)	5,567,488,657 (0)
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	341,985,251 (0)	735,145,522 (0)	5,174,328,386 (0)
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	12,387,285 (0)	920,682,873 (0)	4,266,032,798 (0)
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	45,744,004 (0)	1,201,259,730 (0)	3,110,517,072 (0)
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	32,307,857 (0)	456,577,835 (0)	2,686,247,094 (0)
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	12,820,990 (0)	319,213,657 (0)	2,379,854,427 (0)
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	4,616,763 (0)	408,118,744 (0)	1,976,352,446 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル